

島津製作所 行動計画(第五回)

前行動計画に引き続き、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間

2024年4月1日～2026年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するため、周知方法について改善を行い、利用を促進する。

2024年9月頃

・入社向けオリエンテーション資料に、育児と仕事の両立支援と、治療と仕事の両立支援の紹介ページを追加する。

2024年12月頃～

・育児休業等に関する「よくある質問集」を整備し、社内イントラネットに掲載する。

目標2 2024年度の男性の育児休業取得率を50%以上とする。

2024年4月頃～

・子が誕生した従業員へ、育児休業を取得しやすい環境を整えるため、手続きや申請方法を社内メールにて案内する。

目標3 2025年度の年次有給休暇取得率を70%以上とする。

2025年3月頃～

・2024年度の年次有給休暇取得率の目標値を全社周知する。

2025年12月頃～

・年次有給休暇の付与後8か月を経過した時点で5日分が取得できていない従業員を定期的に抽出し、対象従業員および上司に対して確実に5日分を取得するよう要請する。

以上